

4100 秋草学園福祉教育専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法、社会福祉士及び介護福祉士法の定めるところに従い、豊かな情操を養うと共に、職業又は実務的な専門の知識及び技能を修得させて未来社会にふさわしい人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、秋草学園福祉教育専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を埼玉県所沢市東所沢1丁目11番11号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名	昼間・男女

2 本校の附帯教育事業として、介護福祉士実務者研修（通信課程）を設置する。

3 介護福祉士実務者研修（通信課程）に関する規定は、別に定める。

(在学期間)

第6条 在学期間は、4年を超えることはできない。

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業日 7月26日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

- (3) 事務職員 2名以上
- (4) 学校医 1名

2 校長は、校務を統轄し、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び除籍、卒業等

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) その他本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたる者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入学を希望する者は、本校の定める入学願書及び必要書類に、第25条第2項に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
- (3) 前号の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに第25条に定める入学金及び授業料等を納付するとともに本校指定の書類を提出しなければならない。
- (4) 校長は、前号の入学の手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・編入学)

第17条 介護福祉士専門課程においては、他校からの転入学又は編入学は認められない。

(休学、退学、復学及び再入学)

第18条 学生が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、正副2名の保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学は、2月以上引き続き出席できないとき願い出ることができる。
- 3 前項により休学を願い出たときは、校長は、2年以内の期間で休学を許可することができる。
- 4 休学中の学生が、復学しようとするときは、その事由を具し、正副2名の保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 5 第1項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(出席停止)

第19条 校長は、伝染病にかかり、若しくはそのおそれのある学生に対して、その出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する学生について、校長は、これを除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 正当な理由がなく3月以上授業料その他の学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(課程修了の認定)

第21条 第11条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により教育・社会福祉専門課程介護福祉科(職業実践専門課程)を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第5章 賞罰

(褒賞)

第23条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者についてはこれを褒賞することができる。

(懲戒)

第24条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当の理由がなく出席できない者
 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前各項による懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第25条 本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

課程	学科	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	実習費 (年額)	合計
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科 (初年度)	200,000 円	670,000 円	200,000 円	60,000 円	1,130,000 円
	同 (2年度)	—	670,000 円	200,000 円	180,000 円	1,050,000 円

2 入学検定料は、20,000 円とする。

(授業料等の納入)

第26条 授業料等は所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には延期を認めることがある。

- 2 授業料等は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は、これを納入しなければならない。ただし、休学の場合にあっては、事情により減免することがある。
- 3 納付した検定料、入学金、授業料、その他の学費は、原則として返還しない。
- 4 授業料等の納入の時期その他の細目については別に定める。

(授業料等の減免)

第27条 特別の事情のある学生については、授業料等を減額し、又は免除することがある。減免に関し必要な事項は別に定める。

第7章 雑則

(身上事項の異動の届出)

第28条 学生及び保証人の住所、氏名等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(健康診断)

第29条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、学生及び教職員の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施行細則等)

第30条 この学則の施行についての細則等は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する
- 2 本校の総定員は、第4条の規定にかかわらず平成7年度から平成8年度までの間、次のとおりとする。

課 程	学科名	平成7年度	平成8年度
専門課程	介護福祉科	80名	160名

附 則

この学則は、平成9年6月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、同日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、改正後の第21条第2項の卒業証書（別紙様式）については、平成13年3月10日より適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、同日以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第25条（入学金及び授業料等）は、同日以降福祉教育専門学校の第1学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の学費表が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-2の規定は、平成19年4月1日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1-2の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は平成

- 21年4月1日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係わる教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の学則による。
 - 3 平成21年4月1日以前に入学した学生で留年及び休学により、平成21年4月1日以降、再度第1学年を履修する学生は、別表2-1の科目読替表を適用する。
 - 4 平成21年4月1日以前に入学した学生で留年及び休学により、平成22年4月1日以降、第2学年を履修する学生は、別表2-2の科目読替表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、同日以降入学した学生から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の規定が適用されるまでの学費については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1及び別表2の規定は平成23年4月1日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係わる教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1及び別表2の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程及び科目読替表については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1及び別表2の規定は平成26年4月1日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係わる教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1及び別表2の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程及び科目読替表については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成26年7月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度の総定員数は、第4条の規定にかかわらず100名とする。
- 3 令和2年度の専任教員数は第10条の規定にかかわらず4名とする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし選択科目「介護保険事務士」の廃止については令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は令和3年4月1日以降専門学校の第1学年に入学した学生に係わる教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前入学生については従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日より適用する。ただし、第9条（別表1）については令和3年度以前の入学生は従前のおりとする。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条については令和6年度以前の入学生は従前のおりとする。